昭和57年2月20日　602号

# 千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

137チームが参加

## 走りそして競った！

### ●内濠周回駅伝大会

「第32回内濠周回駅伝大会」が、２月11日、137 チームの参加のもとに行われました。

緊張した空気の中、選手たちはスタートの合図を待ちます。

“ドンッ！”というピストルの音とともに、はじかれたようにいっせいにスタート。

選手たちは、一般・高校の部と女子・中学生の部の２つに分かれた内濠沿いのコースを走り抜けます。

特に一般・高校生の部は、区役所前から九段坂をのぼり、半蔵門、三宅坂を経て、桜田門をくぐり、皇居を左に眺め、竹橋から区役所までの、１周約5.7㎞の“壮観な”コース。

今回の大会は、参加チーム数がこれまでの最高。

そして、記録もこれまでのものを３秒上回る大会新。

参加した選手たちの意気込みや練習の成果が、いかんなく発揮された大会となりました。

実施計画
57－59年度

# これからの三か年における区の重点事業

## ―新規事業二十三項目―

区の行政をすすめていくうえで何よりも大切なことは、行政に計画性をもたせることです。

それにより、施策は体系化され、長期的展望にたった施策を企画立案することが出来ます。

加えて、「最少の経費で最大の効果」をあげる効率のよい行財政運営も可能となるわけです。

### 計画は毎年見直します

千代田区では、昭和五十五年に基本計画が策定されました。

この基本計画は、十か年間の計画です。そして、そこに定められた施策を実施するために、三か年を期間とした実施計画があります。

この実施計画は、次年度からはじまる三か年の諸施策を定めたもので、毎年計画全体を見直し、検討を加え、新しい計画を作ります。

この作業をローリングといい、それまでによせられた区民の皆さんのご意見、ご要望や区政をとりまく、諸情勢の変化に柔軟に対処するために、欠くことの出来ない重要な作業です。

### これから三年間 区が行うこと

このほど、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの実施計画が、つぎのように決まりました。

なお、このうち、五十七年に計画された施策は、昭和五十七年度予算に反映されることになっています。

☆計画のあらまし

▽総事業項目数と経費

事業数　七十二事業

経　費　百八億二、五三六万三千円

▽年度別

・昭和五十七年度
六十八事業
四十八億六、五八一万六千円

・昭和五十八年度
五十二事業
二十七億七、九五五万一千円

・昭和五十九年度
五十五事業
三十一億六、九九九万六千円

●実施計画（昭和57年度～59年度）・主要施策

①人口減少防止に関する施策

区営住宅の建設
一番町住宅（併設・児童館、集会室、特定郵便局）57年9月完成
内神田住宅（併設・集会室、土木詰所、職員住宅）58年3月完成予定
マスタープランの作成〈大規模跡地の公共利用〉57年度作成

②社会福祉に関する施策

神田東部地区児童福祉施設の建設 ―― 59年度完成予定
障害児保育の拡充〈園児の増、制度化〉―― 57年度拡充
公共施設の整備、改善〈点字ブロック、施設改修〉57、58年度改修
零歳児保育の月令引下げ〈8ヶ月→6ヶ月〉― 58年度実施予定
心身障害者緊急一時保護の実施〈病床確保〉― 59年度実施予定
各種貸付金の限度額の拡充〈婦人・生業・応急〉58年度拡充予定（応急一部57年度）

③教育・文化に関する施策

一橋中学校の建設 ―― 57年8月完成
佐久間小学校の建設〈幼稚園含〉 ―― 59年度完成予定
校外施設の整備〈軽井沢高原学校〉 ―― 57年度調査
図書館分館の設置／郷土資料室の設置〈四番町都営住宅に併設〉 57年度設計（60年度完成予定）
区民大学の開催 ―― 57年度開講
区民スポーツ大会の開催 ―― 57年度指導員養成
学校開放の拡充〈一橋中〉 ―― 58年度開放予定
屋外体育施設の拡充 ―― 57年度調査

④健康に関する施策

神田保健所の建設 ―― 58年3月完成予定
麹町保健所の建設 ―― 58年度構想（61年度完成予定）
検査室及び公害分析室の設置 ―― 58年3月完成予定
5歳児健康診査の実施 ―― 57年度実施
がん検診の拡充〈肺がん検診の実施〉 ―― 58年度実施予定

⑤中小企業に関する施策

商工融資の拡充〈目標額28億円→35億円〉 57年度拡充
勤労者共済制度の実施 ―― 57年度調査（60年度実施）

⑥防災・安全に関する施策

防災行政無線の拡充〈機器の増〉 ―― 57年度整備
橋梁の整備〈弁慶橋、新川橋〉 ―― 59年度完成予定

⑦そ の 他

自然休養村の建設 ―― 60年度完成予定
庁内誌の発行 ―― 58年度発行予定

むだにならないように　3月31日までにお使いください

## 敬老入浴券と理髪サービス券

区内の公衆浴場と、区が指定する隣接区内の浴場を無料で利用できる「敬老入浴券」を、六十五歳以上で希望する方に差上げています。

また、区内の床屋さんを自宅にまねき、無料で理髪を受けることができる「理髪サービス券」を、三か月以上寝たきりの、六十歳以上で希望する方に差上げています。

この「敬老入浴券」と「理髪サービス券」の有効期限は、三月三十一日(水)ですので、むだにならないようにお使いください。

問合せ　福祉課老人福祉係

☎ 区長にひとこと電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264～0151

毎月1日と15日午前10時～11時30分

シリーズ　その2

## みんなで考える千代田区の財政

# みなさんが納めた税金はどう使われているか

前号では、シリーズの一回目として、千代田区の財政をとりまく問題点についての基本的なことがらを説明しました。

そこで今回からは、その内容について具体的に明らかにしていくことにします。

ところで、みなさんは、ご自分が納めた税金が、すべて千代田区政のために使われているとお考えでしょうか。

今回は、みなさんの納めている税金の使われ方を考えてみることにしましょう。

### ▼地方税とは

私たちの納めている税金は、大きく国税と地方税とに分けられます。そのうち地方税は、地方自治体が仕事をするために必要な経費に当てられ、これには道府県税と市町村税があります。（表参照）

これを東京都にあてはめてみると、特別区は市なみの自治体であるので、当然、市町村税にあたる税がそのまま特別区税となるわけです。

ところが、前回説明したように都と二十三特別区の関係は、普通の府県と市町村とはちがうため、下の表にもあるとおり、特別区税の一部が東京都税となっています。

### ▼特別区税とは

特別区税として特別区に直接入ってくる税金には、区民の所得に応じて課税される特別区民税（個人分）、区内のたばこの売上げ本数に応じて課税される特別区たばこ消費税、区内の電気やガスの使用料金に応じて課税される電気税とガス税、それに軽自動車に課税される軽自動車税、および、鉱産税があります。

### ▼本来は特別区税であるはずの都税とは

したがって、これら以外の市町村税は、すべて東京都税として都の税金となっています。

そのなかには、前に述べたとおり、本来は特別区税として区に入るべき税金を、特例として都が課税しているものが含まれています。

これには、「市町村民税の法人分」や「固定資産税」、「特別土地保有税」と、収入となったあとの使いみちが特定されている「入湯税」、「事業所税」、「都市計画税」などがあります。

市町村民税の法人分や固定資産税は、区内に住所がある法人や、区内で土地、家屋などを所有しているひとに課税される税金であり、みなさんにとっては身近な税金といえます。

なお、この「市町村民税の法人分」と「固定資産税」および「特別土地保有税」の三税を**調整三税**と呼んでいます。

### ▼調整三税は何に使われているのか

東京都だけの特例として都の収入となっているこの調整三税の一部は、二十三区内の清掃や消防、上・下水道などの仕事に使われています。

それは、東京都がそれらの事業を、区に代って行っているからです。

また、調整三税のうちの四十四％分は、二十三区がそれぞれ独自に行う区政の財源として、都から逆に区にもどってきています。

このように調整三税は、東京都と特別区および特別区相互間の財政の調整を行うための経費にあてられています。（この制度を**都区財政調整制度**といいます）

### ▼他区でも使われているみなさんの税金

このようにみてくると、みなさんの納めている税金は、そのすべてが千代田区で使われているのではなく、東京都の収入となって、二十三区全体の仕事に使われるほか、他区の仕事の一部にも役立てられているということになります。

このことは、特別区の区域における事務処理の特殊性をはっきりと物語っていることです。

＊

次回は、現行の財政制度（都区財政調整制度）について紹介しましょう。

●現行の特別区税、都税の税目一覧

| 区分 | | | 税目 |
|---|---|---|---|
| 地方税 | 市町村税 | 特別区税 | 特別区民税(個人)＝〔市町村民税(個人)〕 |
| | | | 軽自動車税 |
| | | | 特別区たばこ消費税 |
| | | | 電気税 |
| | | | ガス税 |
| | | | 鉱産税 |
| | | 東京都税 | 都民税(法人)＝〔市町村民税(法人)〕 |
| | | | 固定資産税 |
| | | | 特別土地保有税 |
| | | | 法定外普通税(商品切手発行税) |
| | | | 入湯税 |
| | | | 事業所税 |
| | | | 都市計画税 |
| | 道府県税 | | 都民税(個人)・(法人)＝〔道府県民税〕 |
| | | | 事業税(個人)・(法人) |
| | | | 不動産取得税 |
| | | | 都たばこ消費税 |
| | | | 娯楽施設利用税 |
| | | | 料理飲食等消費税 |
| | | | 自動車税 |
| | | | 鉱区税 |
| | | | 狩猟免許税 |
| | | | 固定資産税(大規模償却資産分) |
| | | | 自動車取得税 |
| | | | 軽油引取税 |
| | | | 入猟税 |

# 国民健康保険

## 保険料の減免制度について

国民健康保険の保険料には、二種類の減免・減額制度があります。

**●一般減免制度**

災害などによって、生活が苦しくなり、保険料が納められなくなった場合、本人の申請によって保険料を減免するもので、申請月以降の保険料が対象となります。

**●特別減額制度**

昭和五十五年度の住民税にくらべて、五十六年度の住民税が半分以下に減少した世帯に対して、五十六年度の保険料について減額するものです。

ただし、五十五年度の住民税が高額（五十六年度の年間保険料が二十四万円の世帯）の場合は、減額されない場合があります。

**申請先・問合先**　申請はことし三月までの住民税の納税通知書と印鑑を持って、国民健康保険課保険管理係へ。

## ご利用ください 無料健康相談

**3月15日～20日**

区では、国民健康保険に加入しているひとを対象に、区の医師会の協力を得て、健康相談（無料）を行います。

**とき**　三月十五日(月)から二十日(土)までの診療時間内

**相談場所**　「国保の健康相談（無料）」の表示のある病院・診療所

**相談内容**　問診、検尿、血圧測定、耳鼻咽喉や目の相談

なお、相談を希望するひとは、必ず保険証を持参してください。

ただし、治療を受ける場合は、料金が必要です。

**問合せ**　国民健康保険課保険管理係

## 高校生を対象とした 奨学資金

**申込みは3月6日まで**

区では、高等学校に在学しているひとや、ことしの四月に高等学校に進学するひとを対象とした、奨学資金（無利子）の申込みを受付けています。

**貸付金額**

・公立高等学校生　月額一万円以内

・私立高等学校生　月額一万五千円以内

・本年四月高校入学生（申込時は中学生）　入学準備金八万円以内

**申込みができるひと**

①保護者と同居し、区内に一年以上住んでいるひと

②経済的理由で修学が困難なひと

③高等学校に在学しているひとと、ことしの四月に入学するひと

④同種の奨学資金をほかから受けていないひと

**申込期限**　三月六日(土)まで

**返済方法**　高等学校を卒業して一年経過後、十年以内の年賦か半年賦、または月賦のいずれかの方法で返済

**申込み・問合せ**　厚生部管理課児童係

## 進学、結婚などにご利用を 勤労者生活資金

**貸付額30万円まで**

中小企業に勤務しているひとを対象に、進学や結婚、あるいは、生活必需品の購入などで、その資金が必要なときに、ご利用ください。

受付は、いつでも行っています。

**貸付額**　三十万円以内

**利率**　年五・五七%（本人負担分）

**返済方法**　一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

**貸付が受けられるひと**

①中小企業（区外を含む）に勤務する区民か、区内の中小企業に勤務しているひと（在勤者）

②現在勤務している中小企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③満二十歳以上のひと

④連帯保証人がいるひと

⑤前年度の住民税を完納しているひと

⑥すでにこの資金の貸付けを受けているときは、その全額を返済しているひと

**申込み・問合せ**　商工課融資係

## お気軽にご相談ください 地域の身体障害者・精神薄弱者相談員へ

心身に障害がある方の福祉に関する相談の窓口として、福祉事務所や富士見福祉会館などがあります。

このほか、みなさんの近所でも〝相談窓口〟となっている方がいることをご存じでしょうか。

地域では、身体障害者相談員と精神薄弱者相談員が、障害者や家族の相談に応じて、必要な援助を行うと同時に、障害者に対する認識と理解を深めるための活動なども行っています。

この相談員は、昭和四十二年から設けられているもので、各相談員は、東京都知事から業務を委託され、任期は二年です。

昨年十二月一日付で、それぞれの相談員が委託（全員再任）されましたので、ご紹介します。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

**問合せ**　福祉課厚生係

**●身体障害者相談員**

| 氏名 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 上本　将 | 神田神保町1－42 | (293) 8311 |
| 小林敬次 | 外神田6－11－11 | (831) 4933 |
| 飯田元春 | 平河町1－9－6 | (261) 5927 |

**●精神薄弱者相談員**

| 氏名 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 市村道徳 | 神田司町2－19 | (291) 8810 |
| 久保忠義 | 飯田橋3－7－4 | (234) 3939 |
| 水野カキワ | 麹町5－6 | (261) 6888 |
| 大野喜久江 | 神田淡路町2－2 | (251) 1844 |

# 確定申告はお早めに！

## §§§§§§ 3月15日までです §§§§§§

所得税の確定申告書の提出は、三月十五日までです。

提出期限が近くなりますと、税務署の窓口が大変混合いますので、お早めに申告を済ませてください。

### ◎確定申告にあたっての注意事項

・税務所から申告書用紙が送られたひとは、その申告書用紙を使用してください。

・給与所得のほかに所得がある場合や、納め過ぎた税金の還付を受けるために申告するひとは、住所地を所轄する税務署へ提出してください。

・申告の際は、確定申告書の"控"を作成し、保存しておいて、来年の申告に役立ててください。

・氏名には、ふりがなを忘れないでください。

・昭和五十七年一月一日現在の住所を忘れないで記入してください。

・申告の所得金額（退職所得は含みません）が、二千万円をこえるひとは「財産債務の明細書」を申告書とともに提出してください。なお、本年からはじめて該当するひとは、この用紙を税務署から受取ってください。

### ◎確定申告書に添付する書類

確定申告書に添付する一般的な書類は、つぎのとおりです。あらかじめ準備しておいてください。

**●雑損控除を受ける場合**

被害を受けた住宅、家財の損失額や保険金などによって補てんされた金額の明細書

**●医療費控除を受ける場合**

支払った医療費の領収書類

**●生命保険料控除を受ける場合**

支払った保険料が、一つの契約について年間九千円をこえるものについては、その支払保険料の証明書類

**●損害保険料控除を受ける場合**

支払った保険料の証明書類

**●給与所得を申告する場合**

給与所得の源泉徴収票

※なお、年末調整の際にすでに控除された保険料については、あらためて申告書に添付する必要はありません。

**●寄付金控除を受ける場合**

特定な寄付金を受領した旨やその額を証明する書類

政治献金については、都道府県の選挙管理委員会等の確認印のある証明書類

**●住宅取得控除を受ける場合**

①登記簿謄本や請負契約書など、家屋の取得年月日を明らかにする書類、または、その写し

②住民票の写し

③中古住宅の場合は、①および②のほかに、中古住宅の所在地の市区町村長が発行するつぎの書類

㋑譲渡日から二か月を過ぎて発行された、譲渡者の住民票の写し

㋺固定資産税評価額の証明書

※ただし、中古住宅の場合①および③の㋑、㋺の書類にかえて、中古住宅の所在地の市区町村長から交付を受けた「既存住宅証明書」または「その写し」を添付することができます。

④住宅取得に係る融資金の償還金等証明書

⑤家屋譲渡対価証明書

ただし、住宅ローン控除を受けないひとは、④および⑤の書類は必要ありません。

＊

なお、確定申告書を提出した方は、区民税、事業税の申告書を提出する必要はありません。

申告書の書き方などについて、わからないことがありましたら、つぎのところへ問合せてください。

**区民税のことは**

区役所税務課課税第一係

**所得税のことは**

麹町税務署　☎294－四五五一

神田税務署　☎294－四八一一

**個人事業税のことは**

千代田都税事務所☎252－七一四一

### 申告についての無料相談

区と税務署では、麹町・神田両税理士会などの協力で、申告書の書き方などについての無料相談を、つぎのとおり行います。

確定申告書の受付けもします。

また、還付申告をする方も、お気軽にご利用ください。

時間は、各会場とも午前九時三十分から午後四時まで（ただし、土曜日は正午まで）です。

**●無料相談の会場一覧**

| 地区 | 月　日 | 会　場 | 問合せ |
|---|---|---|---|
| 神田地区 | 3月2日(火)～3月3日(水) | 神保町区民会館<br>神田公園区民会館 | 東京税理士会 神田支部 ☎291－1345 |
| | 3月4日(木)～3月5日(金) | 万世橋区民会館<br>和泉橋区民会館 | |
| 麹町地区 | 3月5日(金)<br>3月6日(土)<br>3月8日(月)<br>3月9日(火)<br>3月10日(水)<br>3月11日(木) | 東京税理士会 麹町支部<br>麹町税務経営指導所（六番町1 布江ビル1階） | 東京税理士会 麹町支部 ☎263－9674 か 同左の指導所 ☎264－0049 |

## 国民年金

### 保険料も所得控除が受けられます

昭和五十六年度の所得税確定申告の時期になりました。

国民年金の保険料（かけ金）を支払ったひとはもちろん、家族のために納めた分も含めて「社会保険料控除」の扱いとなり、全額が所得控除の対象となります。

確定申告の際には、忘れずに控除の手続きをしてください。

なお、昭和五十六年中の保険料は、つぎのとおりです。

**定額保険料**

・五十六年一月から三月までの保険料月額三千七百七十円

・五十六年一月から十二月までの保険料　年額五万一千八百十円

**付加保険料**

・月額四百円（年額四千八百円）

**問合せ**　国民年金課

# おしらせ

## 保健所だより

■**呼吸器系検診**
**とき** 3月1日(月)、15日(月)、午前9時～10時30分
**ところ** 麹町保健所
**対象** せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひと
**検査内容** 肺機能、エックス線、血圧測定、尿検査など
**申込み** 麹町保健所☎212－7814

■**胃の集団検診**
**とき** 3月9日(火)午前9時、23日(火)午前10時
**ところ** 東京都がん検診センター
**対象** 35歳以上の区民で、9日が25名、23日が20名（共に先着順）
**申込み** 麹町保健所☎212－7814

■**療育相談**
**とき** 3月18日(木)午後2時～3時
**ところ** 麹町保健所
**内容** 専門医による相談と診察
**対象** 身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児
**申込み** 麹町保健所☎212－7814

■**成人病相談室**（予約制）
成人病とくに循環器系疾患の検査と指導をします。（1日5名）
**とき** 毎週金曜日午後1時～2時
**ところ** 神田保健所
**検査項目** 血圧、尿、心電図、眼底検査、肺機能検査など
**検査料** 3千円程度（検査内容により異なります）
**申込み** 希望者は電話で神田保健所（☎291－3641）に予約を。

## 児童館だより

**富士見児童館** ☎262－1040
**館芸会** 2月26日(金)午後3時30分～4時30分 内容はクラブ発表とこども演芸会です。
**西神田児童館** ☎294－0631
**映画会** 2月27日(土)午後2時30分から「赤いトラックと8人のこどもたち」 ご家族の方もぜひ、ごいっしょにご覧ください。
**神田児童館** ☎253－6021
**発表会**
①作品展示 3月11日(木)～13日(土) 絵や粘土細工などの作品展示
②発表会 3月13日(土)午後2時から 合奏、劇、オペレッタなどの発表会を行います。出演者募集中！

■**個人利用はできません**
区主催行事のため、3月25日(木)、27日(土)、30日(火)の正午から午後5時までのプールは、個人利用はできません。

## 総合体育館 ☎256－8444

■**センター文化祭**
センターを利用しているみなさんの日頃の活動成果を発表します。
この期間中は、おとしよりだけでなくご家族をはじめ、みなさんのご来場をお待ちしています。
**作品展** 3月4日(木)～7日(日)、書道、墨絵、いけ花、手芸作品、作品集（俳句、短歌）など。
60歳以上の区民で、出品希望者は、3月1日(月)～3日(水)までに申込み、搬入してください。
**レク・ダンスと輪踊りのつどい** 3月4日(木)午後1時30分から フォークダンスや民謡をいっしょに楽しみましょう。初心者大歓迎。
**グループ発表会** 3月5日(金)午後1時30分から ハーモニカ、詩吟、民謡、日舞などのグループ発表。出演申込みは2月23日(火)～3月2日(火)までに。（60歳以上の区民のグループに限ります）

## 老人福祉センター ☎265－3981

**お茶会** 3月6日(土)午後1時～3時 2月23日(火)から整理券を配布。当日券もあります。
**バンパー大会** 3月6日(土)午後1時30分から
**ダンスパーティー** 3月6日(土)午後2時～4時
**模擬店**（おでん、甘酒など） 3月7日(日)午後1時30分から 2月23日(火)から整理券を配布。当日券もあります。
**映画会** 3月7日(日)午前10時30分からと午後1時30分から「幸福の黄色いハンカチ」（高倉健、倍賞千恵子ほか）
**卓球大会** 3月7日(日)午後1時30分から
**囲碁将棋大会** 3月7日(日)午後1時30分から
**申込み・問合せ** 特に指定のあるもの以外は、当日おいでください。くわしいことは、センター窓口へ問合せてください。

## 野外こども会

■**3月の野外こども会**
つぎの日程で、映画会を午後2時30分から3時30分まで行いますので、近くの会場へ来てください。
2日(火)＝和泉橋出張所 3日(水)＝番町出張所 5日(金)＝富士見出張所 8日(月)＝興産信用金庫 9日(火)＝万世橋出張所 10日(木)＝神保町出張所 11日(木)＝神田公園出張所 12日(金)＝九段社会教育会館
つぎの日程で、午後2時から3時まで楽しい道具を使った遊びをします。（雨天・強風の場合は中止）
15日(月)＝心法寺（児）・平河天神（児） 16日(火)＝錦華公園 17日(水)＝佐久間公園 18日(木)＝龍閑（児）・富士見出張所ピロティー 19日(金)＝西神田公園 23日(火)＝神田児童公園 24日(水)＝東郷元帥記念公園 25日(木)＝北の丸公園皇宮警察寮庭・築土神社 26日(金)＝芳林公園

**延期のおしらせ**
「婦人のための講演会」
1月20日号の「区のおしらせ」に掲載した「婦人のための講演会」の日程が都合により変更され、2月16日(火)から3月11日(木)となりました。なお、時間、場所などは変更ありません。

**受付**
社会福祉事業資金として
**金3万144円**
神田すずらん通り商店街神保会殿

**千代田区ビデオ広報**
わがまち千代田
第23号（2月号）放映中
まちの話題や行事など、広報課までお知らせください。





## ごあんない

■**区道の道路占用の許可更新手続きを**
間もなく、袖看板などの道路占用許可の更新時期となります。
例年通り三月に更新手続きの用紙をお送りしますので、必要事項を記載、押印のうえ、所轄の警察署の確認印を受け、占用料を添えて区役所へ提出してください。（出張所では受付けていません）
**問合せ** 土木部管理課占用係

■**千鳥ヶ淵ボート場**
**3月2日から再開**
春の訪れとともに、千鳥ヶ淵にもやわらかい日ざしが帰ってきます。
12月中旬から休場していた千鳥ヶ淵ボート場も、3月2日(火)から再開します。
春の一日、みなさんおそろいでボート遊びはいかがですか。
**利用できる時間** 月曜日を除く毎日、午前9時30分～午後4時30分（乗艇券の発売は午後4時まで）
**利用料金** 30分200円、1時間400円
**問合せ** 商工課観光係

■**あなたの街で区民相談**
**3月5日和泉橋区民会館で**
みなさんの心配ごとや悩みごとの相談に応じている区民相談を、和泉橋区民会館で行います。
困っていることなどがありましたら、お気軽においでください。
**とき** 3月5日(金)、午後1時～4時（受付けは3時まで）
**ところ** 和泉橋区民会館
**相談内容** 法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般
**問合せ** 広報課区民相談係

■**内神田社会教育会館で**
**きりえ、油絵などの合同展**
内神田社会教育会館では、同会館を利用して活動を続けているサークルのみなさんの日頃の成果を発表する2つの「合同展」をつぎのとおり開催します。

■**きりえ、いけ花合同展**
**とき** 3月5日(金)～7日(日)午前11時～午後7時（7日は午後4時まで）

■**油絵合同展**
**とき** 3月24日(水)～28日(日)午前11時～午後7時（28日は午後5時まで）
なお、それぞれの会場と問合せは、どちらも内神田社会教育会館（内神田2－1－8☎256－8444）です。

■**経済講演会を開催します**
区では、神田法人会、神田税務署と共催で、中小企業の経営者とその従業員を対象に、経済講演会を開催します。
**とき** 3月11日(木)午後2時から
**ところ** 千代田区公会堂
**テーマ** 「八十年代の宿題を考える」
**講師** 評論家 草柳大蔵氏
**受講料** 無料
**問合せ** 商工課または、神田法人会事務局（☎294－2531）へ。

## みんなでスポーツを

■**こども水泳教室**
**とき** 3月25日(木)、26日(金)、27日(土)、30日(火)、31日(水)の5日間 正午～午後2時
**ところ** 総合体育館室内プール
**参加資格** 区内に住む健康な小学校1年生から6年生までで、毎回参加でき、まったく泳げないか、10㍍程度しか泳げないひと
**定員** 60名
**参加料** 無料
**申込み・問合せ** 往復ハガキに、住所、氏名、学校名、学年、電話番号を記入して、3月12日(金)までに到着するように、千代田区教育委員会社会教育課体育係（〒102千代田区九段南1－6－11）へ。申込み多数の場合は抽せんします。

## 官公庁だより

■**「心臓病児をもつ親のつどい」を開催します**
専門医師による講演と医療相談
**とき** 3月14日(日)午前10時～午後4時
**ところ** 全国労音会館（西神田3－9－10）
**参加料** 無料
**問合せ** 東京都衛生局公衆衛生部母子衛生課業務係☎212－3835

**毎日が防火デーです ぼくの家**

2月28日(日)～3月13日(土)
春の全国火災予防運動

**青果物消費者サービスデー**
3月4日(木)・18日(木)
青いノボリの八百屋さんで

**豚肉消費者サービスデー**
3月12日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

**魚の消費者サービスデー**
3月10日(水)・24日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

**納期のおしらせ**
**固定資産税第4期分**
**納期限は3月1日(月)です**
都税事務所、または、お近くの金融機関、郵便局へ。

### 3月の休日診療当番医（内・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時 （昼）印は午後5時まで （夜）印は午後5時～10時

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7日 | 東京警察病院 | ☎263-1371 | 富士見2-10-41 |
| | 聖十字診療所 | ☎293-0667 | 内神田1-17-9 |
| 14日 | 滝医院 | ☎264-3101 | 九段南4-3-1 |
| | （昼）大貫クリニック | ☎264-6801 | 神田神保町2-2 |
| | （夜）同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2-8 |
| 21日 | 広瀬クリニカ | ☎234-1357 | 一番町21－3 ルミナス一番町101号 |
| | 長岡医院 | ☎251-6268 | 神田淡路町1-1 |
| 22日 | 都築医院 | ☎261-7116 | 九段北1-5-5 ニューハイツ九段1階 |
| | 同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2-8 |
| 28日 | 柳下医院 | ☎261-1261 | 平河町1-7-14 |
| | 小田医院 | ☎251-3834 | 神田練塀町3 |

**夜間・休日の急病は 消防庁テレホンサービス ☎212-2323**
**東京都衛生局夜間・休日案内所**
夜間（午後5時～翌朝9時） ☎216-4828
休日（午前9時～午後5時） ☎216-4820

# みんなの千代田図書館 どんどん利用しよう

だれでも自由に！無料です

**●区役所と同じ建物にある千代田図書館は、みんなのもの**

はじめは、主に学生の勉強部屋として多く利用されてきたこの図書館も、いまは、あらゆるひとびとに気軽に利用してもらえるように、設備や方式を改めています。

図書館では、〝いこい〟の場として、また、生活に必要な事柄や趣味、コミュニティーに関する資料をそろえた〝くらし〟の場として、みなさんの利用を待っています。

**●ぶらっとのぞくだけでも**

館内の新聞・雑誌・図書は、自由に見ることができます。

一階ホールで見ても、閲覧室でゆっくり読んでもかまいません。

**●お宅のこたつで読みたい方に**

本を〝持ち帰り〟たいときは登録をしてください。

登録なんて面倒くさいようですが、簡単！あなたの保険証や免許証などの身元のわかるものがあれば、あとは係のひとにおまかせ。

〝お持ち帰り〟の本は、一回三冊二週間以内に返すのが約束です。

**●こどもたちも一人前！**

こどもたちには、専用のこども室があり、グループでの勉強や相談などでいつもにぎやかです。

寝そべって本を読むところも、マンガを書くところもあります。

お母さんがわが子に本を読み聞かせる風景も、よく見かけます。

小学生までのこどもたちの〝持ち帰り本〟の登録は、このこども室でします。

**●おとなもこどもも**

いま図書館では、〝お持ち帰り〟大歓迎！どんどん利用しよう。

☎264－0151

開館時間
★火曜～金曜…午前9時～午後7時
（ただしこども室は午後5時まで）
★右記以外の日…午前9時～午後5時

地下鉄九段下下車（区役所内）

**●いま話題の〝貸レコード〟!?**

アッという間に貸レコード屋が増え、いろいろな問題が起こっていま注目を集めています。

しかし、図書館には、十年も前から〝貸レコード・貸カセット〟の窓口があることをご存じですか。

これはもちろん〝お持ち帰り〟専門。登録窓口は図書館二階で、貸出点数や期間は本と同じです。

ただ、登録のときにあなたのレコード針を見せてください。

これが、きまりです。みんなのレコードを長持ちさせるために。

**●映画会をやってみませんか！**

図書館に十六〝映画のフィルムライブラリー〟ができてから、ことしで十一年目。劇映画やマンガなどのフィルムが、約九百本。

このフィルムを利用するには、町会・こども会・婦人会・職場の同好会など、七名以上のグループ登録が必要。しかもその中に区で行っている映写機操作講習会の修了証を持ったひとがいるのも条件。

みんなでグループを作って、映写機・スクリーン一式を借りて、楽しい映画会をやってみよう！

**●映写機操作講習会は図書館で**

講習会は、秋に図書館で開きます。くわしくは図書館視聴覚係へ。

**●「ふるさと千代田」の資料も**

江戸・明治・大正時代の千代田は、どんな姿だったのだろう？

こんな興味や関心には、二階にある地域資料のご利用を。そこですぐ見られる本のほかに、書庫には約四千冊もの本。

この本の利用は、窓口に注文して、借りる仕組み。大事な本が多いので、ここだけは残念ながら、〝お持ち帰り〟できません。

**●読みたい本がないときは**

読みたい本がない場合は、だれかが借りているときか、図書館で買っていないときです。

だれかが借りているときは、その本がもどり次第借りられる「予約」の方法があります。

図書館に本がないときは、ほかの図書館から取りよせる方法か、あなたが図書購入の注文を。

以上、「予約」や買入りクエスト（注文）は、その本があなたの手元に届くまで多少日数がかかってしまいますが、お気軽に窓口へ。

ご存知ですか

巡回文庫

**●巡回文庫をご利用ください**

各出張所と老人福祉センターには、小説などを取りそろえた「巡回文庫」があります。

この文庫は、それぞれの窓口で住所と氏名を書くだけで、自由に利用できます。

**●こども映画会もやってるよ**

幼児や小学生のために、毎月一回、最終土曜日の午後二時から図書館四階で。みんな集まろう。

**●図書館の３月から12月までの休館日カレンダー**

| 月 | 休館日 | 月 | 休館日 |
|---|---|---|---|
| 3月 | 1、8、14、15、21、22、29 | 8月 | 2、9、14、15、23、30 |
| 4月 | 5、12、14、18、26、29 | 9月 | 6、13、14、15、19、23、27 |
| 5月 | 3、4、5、10、14、16～31 | 10月 | 4、10、11、14、17、25 |
| 6月 | 7、13、14、20、28 | 11月 | 1、3、8、14、15、21、23、29 |
| 7月 | 5、12、14、18、26 | 12月 | 6、13、14、19、27～31 |

▼千代田図書館を見学する区内の小学生